

令和6年度 障害者差別解消法受付台帳(17件)

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
1	R6. 4. 2	発達障害児の保護者	学校	4月から3年生に進級する学習障害(LD)のこどもがいる。昨年度、学校に対しテストの読み上げ、代筆などの配慮を申請し、対応してもらった。3年生への進級にあたり、前担任や特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーから「先生が変わると同じ対応は難しいのではないか」と言われた。これは合理的配慮に欠けるのではないか。	進級だけを理由として昨年度までの配慮が受けられないことは配慮に欠けると言える。教育委員会にも確認し、保護者と学校側がお子さんの支援についてよく話し合い、場合によっては管理職(副校長)も入れて話していただくよう説明。すると、小学校側が障害に詳しくなさそうなので、学校に提出する申請書を障害者施策課でチェックしてもらえないかと言われたが、そのようなことはしていないと回答。学校名やお子さんのお名前を教育委員会に伝えた上で相談することで、学校側に状況確認や場合によっては指導も行うと聞いている旨を伝え、対応を終了した。
2	R6. 4. 18	発達障害児の保護者	学校	3年生に進級した学習障害(LD)のこどもがいるが、通級の先生が合理的配慮をしてくれない。進級にあたって、個別支援について通級先生と面談。1、2年は同じ先生であったが、3年に変わり、必要な配慮について、通級先生からではなく、保護者から普通学級の先生に直接説明する義務があると言われてしまった。本来なら、通級と普通級の先生が連携すると都のリーフレット等に記載がある。1、2年の普通学級先生と相談して活用したデジタルテキストについても通級の先生からは提案もなかった。障害に対する理解が不足しているのではないか。合理的配慮をしてもらえるよう、区で対応してほしい。	学校の副校長(管理職)には、相談済みであるかを確認したところ、通学しているのは自分ではなく、こどもなので、できるだけ荒立てたくないとの回答を得たため、区が入ると、学校内にとどまらず、荒立てることとなると思われる旨、説明。具体的対応を希望なら、学校の副校長に相談することもよいのではないかと提案したが、希望しないとのこと。相談例として、区や本区教育担当部署で共有することは可能であると伝えたところ、希望を受けたため、教育支援課へ相談内容を報告した。
3	R6. 4. 22	精神障害、化学物質過敏症、電磁波障害、慢性疲労症候群のある当事者	マンション管理組合	マンション管理組合の理事長等が相談主の障害(化学科物質過敏症や電磁波障害、慢性疲労症候群)への配慮をしないまま、マンションの修繕工事を契約、工事を開始してしまっている。合理的配慮の対応を求めるも、管理組合側に合理的配慮や差別解消法についての知識や理解がなく対応してもらえない。また、警察署や、東京都障害者権利擁護センターや東京都マンション管理士会等にも相談をしている。大規模マンションのため、管理組合が管理費の収入をもとに、合理的配慮等の対策を行えと考えている。	該当のマンション管理組合の前理事長へ連絡を行い、状況を確認したところ、可能な範囲で対策(廃材置き場の変更や、相談主の居室入り口付近に、粉塵が飛ばないよう養生等)を行っているとの報告を受けた。担当として、差別解消法の趣旨や、令和6年4月1日施行の法改正の内容(事業者の合理的配慮の義務化)について伝え、先方が法の趣旨等について詳しく知りたいとのことだったため、内閣府の発行しているリーフレットについて送付する旨伝え、実際に送付した。上記の内容について、相談主へ報告した。今後については管理組合と相談主間の話し合いの場を、管理会社を通じて要望しているとのことから、対応を終了した。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
4	R6. 6. 17	腕神経そう麻痺を持つ当事者	児童相談所	今年の5月に息子が家出により児童相談所に保護された際に、担当職員が「お父さんの障害は嘘ではないか」といった発言をしていたと息子づてに聞いた。また昨年にも、怪我をした際に車いすを利用していたのだが、相談所職員が「お父さんの状況は嘘である、ぴんぴんしている」といった発言をしていたと妻づてに聞いた。許しがたい発言であり、謝罪がない限り、相談者家族と接触してほしくない。	相談主の希望にもとづき、相談所職員への事実確認と、相談主の主訴について伝えることについて、相談者から了解を得た。相談所の該当職員に確認したところ、そのような発言や誤解を与えるような発言をしたことはないとの回答があった。事実ではないとのことだが、本件の前提情報としての説明や、啓発を兼ねて、障害者差別解消法の趣旨について伝えた。 以上のやりとりについて、相談主へ報告したところ、職員が発言を認めないことは想定できたとのこと。これ以上の対応を求められなかったため、対応を終了した。
5	R6. 7. 1	発達障害児の保護者	学校	普通級・通級に通っている娘が望んでいないサポートを受けている。具体的には、児童の保護者の合意がないまま、教員からクラスメイトが該当児童のお世話係として任命されている。クラスメイトにサポートをお願いされるのは、行き過ぎた配慮であり、児童同士の関係性にも影響するため、生徒ではなく、支援員の先生にそういったサポートはお願いしたい。	学校へ相談したかどうかを確認したところまだ相談していないとの回答だった。匿名希望とのことで、具体的な問題解決（相談者の名前を挙げての）は望んでいないとのことだった。相談者本人承諾のうえ、相談例として、本区教育担当部署へ情報提供し対応を終了した。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
6	R6. 7. 17	発達障害児の保護者	学校	現在通級に通うこどもの母親から架電。当該児童には学習障害がみられ、通級申請時に、通っている校長先生や副校長先生へ見学等の希望を申し出た際に、通級に通う児童のプライバシーを理由に断られたことを不服に感じていた。近日東京都の運営ガイドラインを確認した際にガイドラインの方針と当時受けた案内が異なっていたことに違和感を持ち、連絡をしたとのこと。	具体的な学校名などを伺うことができれば、担当所管課より学校側に事実確認等を行うことができる可能性を伝えるも、匿名希望とのことで、具体的な問題解決（相談者の名前を挙げての）は望んでいないとのことだった。相談者本人承諾のうえ、相談例として、本区教育担当部署へ情報提供し、対応を終了した。
7	R6. 7. 31	身体障害者の配偶者	マンション管理組合	入居予定のマンションについて、入口にある障害者専用駐車場について月極で利用できないか管理会社の受付と思われるスタッフに確認したところ、時間貸しなので難しいと言われた。今のところ介入の希望はないが、マンションの障害者専用駐車場のルールについて教えてほしい。障害者差別解消法については、事業者の合理的配慮の提供が義務化となったかと思うが、管理会社などが、話し合いに応じてくれなかった場合違反となるか。	マンションの障害者専用駐車場の設置義務等については、江東区マンション等の建設に関する条例の存在について伝えたのち、より専門的な内容について説明できる住宅課住宅指導係を案内した。障害者差別解消法については、過重な負担がない範囲で、建設的に対応する必要がある、対応できない場合も、当事者の話を聞き、なぜできないのかを説明する必要があるため、話し合いに応じないというのは、法の趣旨に反することになると伝え、相談主が了解したため、対応を終了した。
8	R6. 8. 30	知的障害者の保護者	民間事業者	銀行で、本人（息子）名義の国債を購入しようとしたら、本人の意思確認が必要と言われた。障害者の購入した国債等の利子が上限内で非課税になる制度を利用して、本人の財産の積立として購入しようと考えていた。本人は障害により、意思を示すことができないと伝えたが、購入を拒否され、納得がいかない。正しい対応なのか確認してほしい。	非課税制度の観点から、国税庁に相談した結果、名義人の権利保護のため、正しい対応と言えると回答を得た。次に、該当の銀行に対して、上記ケースのような場合の対応を確認したところ、国債等の金融商品についてはリスク性があるため、名義人の権利保護等のため、障害の有無や障害の種別にかかわらず一律に、本人の理解力や意思決定能力を対面での面談を通じて確認しているとのこと。また、もし意思決定ができず、本人名義で購入ができない場合は、後見人制度を利用するなどして購入する方法もあると回答を得た。上記の内容について、相談者に伝えたところ、今回の主訴の商品を利用した国債の購入についてハードルの高さを感じるとのことであったが、内容については理解を得たため対応を終了した。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
9	R6. 9. 25	障害種別不明	民間事業者	利用している施設の職員から「メンバーは障害者、職員は健常者」と言われた。本発言は、人種差別と同様な差別であり、障害者差別禁止条例に違反している。自分は障害年金をもらっているが、職員はもらっていないから、そのような発言になっているのではないかと見くだされている。自分は頑張っている、GHから部屋を借りて一人暮らしをしているにもかかわらず、下に見られている。記録に残してほしい。	どのような状況で、いつ、当該発言がされたか確認したが、発言があった状況や発言時期について回答がなく、事実関係が明らかにならなかった。本件の対応として記録に残すことを希望されるので、記録を残すことで対応を終了した。
10	R6. 9. 30	精神障害者	自治会会員	区内団地における自治会の交通部における夜間パトロール活動にて、9月28日に相談主と地域の自治会会員との間で口論があったとのこと。その後9月29日に通知が自宅に投函され、同会員より相談主を交通部から排除する旨の記載があった。同会員へ事情を聴くと精神病を理由に除籍を希望する旨の発言があった。 差別解消法を根拠とし、区として同会員への言動を注意することは可能か教えてほしい。	差別解消法はあくまで行政や民間事業者が対象になる旨を伝え、個人の抗争には介入できない旨を伝え、自治会への連絡については、こちらで可能かどうかを課内検討する旨を伝えた。 その後、当該の自治会会員へ連絡し、差別解消法に関する説明を行ったうえで、当該所属者から相談を受けた旨を報告した。当時の状況などについては、立ち会った訳ではないため、内輪揉めの可能性も伝え、対応を終了した。
11	R6. 10. 4	発達障害児の保護者	学校	公立学校に通うこどもの母親から架電。障害内容から特定され、卒業まで不利益を被る可能性があるかと何度も気にし、学年、学校等詳細を話さず。8月19日の週に担任の先生に合理的配慮が必要な漢字テストについて、こどもの障害についての診断書及び専門家の知見から得た資料を持参して配慮希望方法として2つを申し出た。9月第1週に、漢字テストが実施されたが、提案方法のいずれも採用されず、説明もなかった。こどもからは、テスト実施後答え合わせをしながら、正答を転記したと聞いたが、相談者のこどもへの配慮かどうかは不明である。また、同方法は、当該こどもに合った内容でなく、合理的配慮に欠ける。	相談者には、申出先の担任等に提案方法が採用されなかった理由について確認して今後の対応についても相談するように助言するも、学校に話すとこどもの不利益になると固辞された。 差別解消法上、合理的配慮を申し出た際、できない場合はその理由説明や代替策など建設的な会話が必要であるとされており、相談者からの話では、説明がされていないとのことであったため、10月7日教育支援課に全校に対して合理的配慮として説明及び代替方法の検討等建設的な対話が必要な旨、周知するよう依頼、研修等の機会を実施するとのこと。その旨、相談者に報告、承諾があ
12	R6. 11. 6	身体障害者の配偶者	マンション管理組合	No. 7の相談事例について続報。マンションの障害者用駐車場を利用できない。障害者用駐車場はあるが時間貸しのみで、月極契約ができないため、徒歩15分程の場所で契約している。江東区の条例で一定戸数以上のマンションに障害者用駐車場を設置する内容は、運営に関しては義務ではないと言われた。管理会社や大家に対して行政指導はできないのか。	今回の対象の物件が、該当する江東区マンション等の建設に関する条例のうち、障害者専用駐車場について定めた条文が施行される以前に建築された物件であることから、本条例に基づいて設置された障害者専用駐車場ではないことを伝えるとともに、その他東京都の条例にて、一定規模以上の建築物新築の際の駐車場（障害者専用駐車場を含む）の設置について定めている条例があることを伝え、東京都の担当を案内した。また、管理会社担当者の連絡先の紹介が可能であれば、障害者差別解消法、とくに合理的配慮の提供の趣旨について説明や啓発が可能な旨伝えた。相談主からは、まずは東京都の条例について確認し、必要があればまた差別解消法の観点から相談する旨回答を得たため、対応を終了した。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
13	R6. 11. 18	発達障害児の保護者	学校	こどもが区立小学校の普通学級に通っている。発達障害について医師の診断書が下りており、前年度の担任はこどもが困っている時は配慮すると言ってくれた。しかし、今年度は学校があまり対応してくれない。 先日、小学校内を見学する機会があり見に行ったところ、授業と授業の合間にこどもが泣きながら怒って「帰る！」となってしまった。後でなぜ泣いたのかこどもに聞いたら「次の時間割がわからなかったから」だと言う。うちの子は先の見通しが立たないとパニックになりやすく、授業のスケジュールがわからなかったことが今回パニックになった原因。しかし、先生に聞くと「次の授業をやりたくなかったから泣いたのでは？」と言っていて、こどもの特性をわかっていないし配慮もない。これは合理的配慮の不提供と言えるのではないか。	合理的配慮の提供は、過重な負担なく提供できる範囲で行うものであり、学校側の人員体制やクラスの状況（普通級か特別支援学級か）等によっても提供できる対応は異なる可能性があることを説明。相談者が望んでいる配慮が学校として提供できる状況にあるかどうかは、まず学校側と対話をする必要があると伝えるも、こどもが不利益を被ることや母親である自分がクレーマーであると学校に認識されることを最も恐れており、匿名でこちらの課の記録だけ残しておいてほしいとのこと。内部での記録を残し、対応を終了した。
14	R6. 12. 10	精神障害者	学校	大学内にて、精神科医である教授が『大学院選抜において、適応障害の人、日本人のＡＳＤ（自閉症スペクトラム）の人は落とす。外国人のＡＳＤの人は、周囲の協力を得て対応、男性も落とす』との内容を、その教授のグループの学生に話しているのを聞いた。 自分にも障害があり、この話を聞いて胸が苦しくなった。障害者に関する部分のこのような発言は、障害者差別ではないか。 以前、大学内の差別に関する部署（精神科医、心理士が在籍）に、自分より立場の強い教授等に差別された場合にどうしたらよいかと相談したところ、そのような対応をする者はいないと信じていると言われた。そこに話した場合、自分に不利益がかかるのではないかと心配であり、どこに相談したらよいか。	今回の該当大学は特定できず、相談者が問題と感じている発言が、部分的なもので文脈も不明であった。大学院の選抜方法に研究テーマや物理的な問題等から一定の方針があるのかもしれない、即、障害者差別であると判断できない。むしろ、選抜内容を部外者がいる場で発言することが問題と思われ、その点で、大学のコンプライアンス窓口該当するところに話すよう助言し、対応終了。
15	R7. 3. 4	内部障害者	民間事業者	障害者手帳を持っていない内部障害がある方より、とあるイベント企画会社のライブに参加を予定しているが、以下内容について障害者差別と感じたとの相談を受けた。 ・障害がある方は、特定の席（金額が下から２番目のランク）のチケットを購入してくださいと案内がある。障害があっても良い席でいたい人もいるのに、障害があるというだけで購入できる席が限定され自由がない。 ・他のイベンターが主催するライブのHPは、「何かお困りの方は（略）問合せフォームから」といった記載だが、このイベンターのライブのHPは「車いすの方は（略）問合せフォームから」と記載されている。障害者は車いすの人だけではないのに、他の障害への配慮がない。 ・その問合せフォームから、車いす以外の障害だが問合せをしたが数日経過するも、回答がない。車いす以外の障害者も移動や避難誘導の際に配慮が必要なのに、このイベンターは車いす以外の障害者への配慮が感じられない。	障害者差別解消法に罰則や強制力はなく、合理的配慮の提供は過重な負担なく提供できる範囲で行うものであることを説明。当該イベント企画会社に今回の相談内容を伝えようと思うが、ホームページ等を調べる限り問合せ窓口がなさそうだと伝え、相談者も同意。代替策として、イベント会場にご意見を伝えることはできるかもしれないが、イベンターではないので根本的解決にはならないかもしれないと伝え、可能な範囲で大丈夫です。忙しい中たくさん話を聞いてくれてありがとうございますと言われ、対応終了。 イベント会場宛、メール送信。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
16	R7. 3. 8	発達障害児の保護者	学校	児童の特性への対応として、自身で持ち物をチェックをするカード状のツールをランドセルに付けて学校へ持参させている。担任より「(学校のルールで)キーホルダーを持ってきてはいけません」と注意された。児童は激怒し、落ち込んだと言っていた。当該小学校には「キーホルダーを持ってきてはいけない」という指導があるが、保護者も「息子にとって必要な道具」と思っており、特に学校に申し出る必要はないと思っていた。 翌朝、校長先生に話した所「合理的配慮に当たり、問題ない」と確認できたが、それを担任に伝えと、「キーホルダーはだめなので副校長先生と話して巾着に入れる等、隠して持参するように」と言われた。改めてそのことを校長先生に話すと「隠さずつけていていいですよ」と言われた。 その後の連絡帳では、「校長と話し、許可していいと言われました。事前に事情や、ランドセルの外に付けさせたい旨をご連絡いただければ、確認しておくこともできたので嬉しかったです。」と言われた。児童や保護者への謝罪は一言もなく、担任の対応は、合理的配慮を拒否された児童の思いについてあまりに軽い。学校組織として、このような対応は正しいのか。	相談者へ相談の内容にかかわる障害者差別解消法の条文を説明するとともに、校長とのやりとりを通じて、忘れ物チェッカー(キーホルダー)の持参が問題ないとの判断に至ったことについては、「建設的対話」にあたる」と説明した。一方で上記判断に至るまでの過程やその後の、担任の先生とのやりとり、児童への声掛けで、相談者である保護者や児童に不信感をもたらしてしまった可能性があるため、本事案について保護者了承を得たうえで、教育委員会へ共有し、合理的配慮の趣旨や考え方について説明を行った。その後、保護者から教育現場における合理的配慮の課題についても問題提起があったため、その内容も教育委員会へ共有した。
17	R7. 3. 24	精神障害者	病院	子どもの腹痛のため、クリニックに来院中だが、自分が障害者のため、受診させてくれない。受付職員から、予防接種時間帯である14:30~15:30は受付できない、感染防止のため、建物内で待つこともできない、その旨、HPでも案内しているとされた。自分は障害があり、HPで事前の情報確認は難しいのに、対応してくれない、障害者差別解消法の合理的配慮について説明をしてほしい。以前はこのような対応はなかった。病院の経営が変わってから、対応が変わった。なお、説明する相手は、受付職員ではなく、院長に直接してほしいので、院長が電話に出られるまで、自分の携帯を繋げておくので、待ってほしい。	病院へ聞き取ったところ、相談者が来院した時間は、予防接種時間帯で、感染防止のため予約は必須、体調不良の方には来院を断っており、屋内で待つことを一律に不可としている。その旨、相談者に受付で何度も丁寧に説明したが理解していただけない状況である。本日の相談者の状況では、治療にあたり信頼関係を築けず、児童の受診は困難と判断し、本院では受診できないと説明せざるをえないとのことであった。 すでに相談者の障害に配慮した補足説明等はされており、感情的になっている相談者へのこれ以上の対応は、病院に過重な負担をかけるものであると考えられた。 相談者に院長からの話を説明し、お子さんの腹痛対応のため、当該病院以外に速やかに受診すべきではないかと提案するも、子どもより自分の気持ちが優先であると主張。都の相談窓口について質問されたので、電話番号を伝え本区での対応は終了となる。